

聖籠町議会告示第1号

聖籠町議会全員協議会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月27日

聖籠町議会議長 田村 富美男

聖籠町議会全員協議会規程の一部を改正する告示

聖籠町議会全員協議会規程（平成20年聖籠町議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「議長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則公開とする」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。